

くびきの創信

「創信」とは地域の皆さんと新しい上越を創（つく）り、情報を発信していくという意味の造語です。

新潟県上越地域振興局
上越市本城町5-6
TEL025-526-9326
FAX025-524-5914
E-mail
ngt111910@pref.niigata.lg.jp
URL
http://www.pref.niigata.lg.jp/jouetsu/

県（上越地域振興局）からのお知らせ

毎週火曜日掲載

梅毒、急増 B・C型肝炎、一生に一度は確認

梅毒	エ	イ	ズ
	B/C	型	肝 炎

無料・匿名で検査しています
上越保健所【相談・検査予約専用電話】
025-526-8120



つつが虫病に注意！

県内では、春から初夏（5～7月頃）と秋（10～11月頃）につつが虫病の報告が多くみられます。

▼つつが虫病とは
つつが虫病は、つつが病原体を保有したツツガムシ（ダニの一種）の幼虫に刺されることで感染する病気です。人から人へは感染しません。

ツツガムシは、野山、草地、川原などに広く分布しています。

▼つつが虫病の症状
病原体を持ったツツガムシに刺されると、5日から14日程度の潜伏期間の後、発熱や発疹、全身のだるさ、頭痛、悪寒、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。

適切な抗菌薬による治療が有効ですが、治療が遅れると重症化し、死に至ることもあります。早期受診が重要です。

浄化槽の維持管理

ルールを守って適切に利用しましょう

浄化槽は正しく維持管理をしないと本来の性能が発揮されず、汚れた水が処理されずに放流され、河川へ流入したり悪臭が発生したりします。

特に暖かくなる春先から初夏にかけては悪臭が発生しやすい季節です。

臭が発生しやすい季節です。

法律で義務付けられた保守点検および清掃を必ず実施することにも、法定検査を必ず受けて、浄化槽を適切に利用しましょう。

なお、保守点検、清掃および法定検査は、市・町の登録・許可・指定を受けた事業者へ委託してください。

▼保守点検（概ね2～6カ月に1回）
性能の維持を図るために、機械に故障がないか点検し、消耗した部品の交換、清掃を行います。

▼法定検査（1年に1回）
保守点検および清掃が行われており、浄化槽からの放流水が海や川などの水質に影響がないことを確認するための検査です。

保守点検、清掃の実施および法定検査の受検は法律で義務付けられています。毎年必ず実施・受検してください。

浄化槽をお使いの方が引越す場合、また、浄化槽が設置された借家や中古住宅へ新たに同居した場合は県への手続きが必要です。



が適切に行われており、浄化槽からの放流水が海や川などの水質に影響がないことを確認するための検査です。

「大学院博士前期課程・後期課程」学生募集

県立看護大

県立看護大学では、令和9年度看護学研究科看護学専攻博士前期課程・博士後期課程の学生を募集します。

▼つつが虫病の予防対策

①長袖・長ズボンを着用し、首にタオルを巻くなどして肌を出さないようにする。

②防虫スプレーを使用する。

③衣類などを草むらやに干さない。

④衣類などについていたツツガムシを家に持ち込まないように、野山や川原に行った時や、農作業の後は着替えや入浴をし、着替えた衣類などはすぐに洗濯をする。

【問い合わせ先】健康福祉環境部（上越保健所）医薬予防課（電話 025・524・6134）

【問い合わせ先】健康福祉環境部（上越保健所）医薬予防課（電話 025・524・6134）

【問い合わせ先】健康福祉環境部（上越保健所）医薬予防課（電話 025・524・6134）



詳しくは県ホームページを確認ください。

（県HP）

【問い合わせ先】健康福祉環境部（上越保健所）医薬予防課（電話 025・524・6134）



【申し込み・問い合わせ先】県立上越テクノスクール（電話 025・545・2190）